

岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託 仕様書（案）

1. 委託名

岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託

2. 委託目的

岡山城は宇喜多氏・小早川氏・池田氏の三代に渡って築かれた岡山市を象徴する史跡である。かつては、六階建ての望楼型天守や多くの櫓で国内屈指の雄姿を誇ったが、昭和20年の空襲で天守を含む多くの建物が焼失した。その後、市民を中心に強い再建運動が起こり、昭和41年に天守ほか一部が再建され、令和の大改修を経て令和4年11月にリニューアルオープンした。現在、「歴史を伝える城、集う城」をコンセプトに、歴史学者・磯田道史氏監修によるわかりやすい展示や、天守の夜間一棟貸し、多彩なイベントの開催などが好評を博し、リニューアル前に比べて多くの来場をいただいている。しかし、リニューアルから3年が経過し、来場者数の向上や滞在時間の伸長が課題となっている。

そこで、令和7年度に安土桃山時代の建造当初の天守および江戸時代最盛期の岡山城本丸の威容をコンピューターグラフィックス（以下、CG）で再現するとともに、岡山城の魅力や奥深さを伝えるバーチャルリアリティ（以下、VR）動画を制作したところである。令和8年度は、新たにデジタル技術を活用して岡山城本丸内を楽しみながら周遊できるコンテンツを制作するとともに、令和7年度制作のVR動画を発信することで、岡山城のさらなる魅力アップを図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、岡山市（以下「委託者」とする）と十分に協議・調整の上、周遊型コンテンツの制作と、VR動画の発信を行う。なお、実際の契約にあたっては、提案内容やその後の協議により内容が変更される可能性がある。

基本的な業務内容は（1）（2）のとおりとする。

（1）岡山城周遊型デジタルコンテンツの制作

岡山城本丸（現在の烏城公園に相当。仕様書別紙1参照。）には、現存史跡や再建建造物以外に多くの櫓や屋敷があったことから、これら現存史跡、再建建造物、櫓や屋敷跡等のスポットを周遊することで、岡山城の威容を追体験できるとともに、観光客の満足度向上・滞在時間の伸長に資するVR・オーグメンテッドリアリティ（AR）等を活用したデジタルコンテンツを制作すること。コンテンツは来場者個人のスマートフォンやタブレッ

ト等で操作するものとし、簡易迅速に利用できるよう、アプリ等のインストールが不要なものとする。詳細は以下の通りとする。なお、スマートフォンやタブレット等を介し提供されるコンテンツは、過去に自治体で実績のあるフォーマットを用いること。また、制作するコンテンツは令和9年3月頃から一般公開するものとする。

ア 周遊スポットの選定及びコンテンツの制作

- ・周遊スポットは岡山城本丸内の5箇所以上設定することとし、各場所の選定理由と併せて提案すること。ただし、令和7年度岡山城VRコンテンツ制作等業務委託において制作した主要建物（天守・塩蔵、内下馬門、大納戸櫓、供腰掛、鉄門、表書院、不明門、本段御殿、月見櫓、廊下門・空中回廊）以外のスポットを1ヶ所以上含めるものとする。また、最終的な決定は受託後に専門家の意見を踏まえ決定する。
- ・周遊スポットの設定に必要な素材（CG、アニメーション、動画、イラスト、図解等）を制作すること。
- ・制作にあたっては、受託者の責任において、図面等の史料収集及び遺構の実測等の上、根拠に基づく制作を行うこと。
- ・委託者は、令和7年度岡山城VRコンテンツ制作等業務委託において制作した岡山城CGの設計書（PDF）、岡山城が所蔵する古写真や文献史料、岡山市が寄贈を受けた映像資料、復元模型その他資料提供が可能である。なお、CGの設計書その他資料には第三者から使用許諾を受けた素材等が含まれているため、本事業での使用にあたっては受託者の責任において改めて権利関係を確認し、必要な場合は許諾取得や権利処理を行うこと。
- ・全体を通じて、江戸時代最盛期の岡山城天守、櫓、建物等の魅力や奥深さを分かりやすく知ることのできるコンテンツを提案すること。
- ・実際の視点では見ることのできない要素（失われた建物の再現、空からの視点等）を盛り込み、文字や画像情報だけでは伝わらない岡山城の魅力を視覚的に体験できるコンテンツを提案すること。
- ・歴史に興味がない人や子どもにも、是非体験してみたいと思わせるとともに、楽しみながら周遊できるコンテンツを提案すること。
- ・岡山城天守への誘客促進に繋がるコンテンツを提案すること。

イ 多言語対応

- ・多言語対応を考慮し、日本語、英語、中国語繁体字、中国語簡体字、ハングル、フランス語で表示すること。表示方法は提案すること。

ウ 広報素材の制作

- ・岡山城天守や観光案内所等で配布するリーフレット（A4サイズ・両面フルカラーを想定）等を制作すること。
- ・印刷部数は20,000部とし、委託者が指定する場所に納品すること。
- ・納品にあたっては、印刷物としての完成品のほか、修正可能な編集データ（AI形式）

およびWeb公開用データ（PDF形式）を併せて提出すること。

エ その他

- ・岡山城天守内はフリーWi-Fi環境があるが、烏城公園全体をカバーするWi-Fi環境はない。
- ・本業務で制作したコンテンツは、公開後、技術的な制約や運用上の理由等により公開の継続が困難となった場合を除き、継続的な公開を前提として運用するものとする。

(2) 岡山城VR動画の発信

令和7年度に委託者が制作した岡山城VR動画「魅せる城、岡山城 一天下人の風格が宿る名城―(約14分)」（以下「本動画」とする）は、令和8年7月から、岡山城天守1階で上映開始予定である。本市では、本動画を岡山城の展示の新たなメインコンテンツと位置づけ、来場者の満足度向上はもとより、岡山城への来場促進につなげたいと考えている。そこで、全国を視野に入れた、本動画の情報発信・PRを行うこと。詳細は以下の通りとする。

ア 情報発信・PRの実施

- ・全国を対象に、来場促進を目的とした情報発信・PRを提案すること。
- ・期間は令和8年7月頃から令和9年2月28日までとする。

イ 効果検証

- ・情報発信・PRに伴う、岡山城及び本動画の認知度の上昇、来場者数の増加等について効果検証を行うこと。

ウ その他

- ・予算額は税込300万円以上とすること。
- ・委託者は、本動画のティザー動画（60秒、16:9サイズ）を提供する。

5. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務責任者届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 事業実施計画書（6. 納入成果物参照）
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

6. 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

成果物	内容	納入時期
-----	----	------

事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	業務着手前
設計書	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容を整理しまとめたもの。学識経験者等の監修を受けるための原案を含むものとする。	着手後すみやかに
周遊型デジタルコンテンツ絵コンテ	イメージ、テロップなど。原案段階のもので可。	周遊型デジタルコンテンツ制作前
周遊型デジタルコンテンツ設計書	学識経験者等の意見も踏まえて、設計を行った設計書	納品時
情報発信・効果検証報告書	情報発信内容の詳細と効果検証の報告書	納品時
その他	事業実施に当たり、委託者と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。	適時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの（紙面及びPDFデータにて提供すること）	検収時

当該業務で制作した成果物のデータは、提出前に必ずウイルス対策ソフトにより検査すること。また、成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に市に無償で譲渡するものとする。ただし、乙及び第三者が従前より保有する権利については、この限りでない。

- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品等が著作物に該当する場合において、市並びに市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

10. その他

- (1) 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する業務責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な連携を図り、業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を把握するために資料を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、制作にあたり、委託者が指定する学識経験者等から指導を受けるものとし、学識経験者等と適宜協議の上、業務を進めること。
- (4) 受託者は、岡山城及び岡山市の関連施設において調査・作業等を実施する場合は、作業日程および作業時間について事前に委託者に連絡すること。
- (5) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (6) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続きが必要な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積

額及び契約額に含めること。

- (7) 受託者は、成果物の瑕疵について速やかに対応し、納品後1年間は無償で対応するものとする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。
- (8) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (9) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (10) 受託者は、本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (11) 本業務について会計実地検査が行われる場合には、受託者は協力すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る各種の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (13) 受託者は、業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項または不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。

11. 担当課

岡山市産業観光局観光部観光振興課

担当者：田中、安立、黒江

電話番号：086-803-1332